中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	アフガニー	9,090	6,250	3,410	3,410	910	1,420	1,420
アラブ首長国連邦	ディルハム	615	425	230	230	60	95	95
イエメン	リアル	35,600	24,400	13,300	13,300	3,600	5,600	5,600
イスラエル	シェケル	593	407	222	222	59	93	93
イラク	ディナール	193,000	133,000	72,000	72,000	19,000	30,000	30,000
イラン	リアル	4,100,000	2,820,000	1,540,000	1,540,000	410,000	640,000	640,000
オマーン	リアル	63	44	24	24	6.5	10	10
カタール	リヤール	593	407	222	222	59	93	93
クウェート	ディナール	47	33	17.5	17.5	4.5	7.5	7.5
サウジアラビア	リヤール	615	425	230	230	60	95	95
シリア	ポンド	16,800	11,600	6,300	6,300	1,700	2,600	2,600
トルコ	リラ	308	210	115	115	30	50	50
バーレーン	ディナール	62	42.5	23	23	6	9.5	9.5
ヨルダン	ディナール	117	80	44	44	12	18	18
レバノン	ポンド	250,000	172,000	94,000	94,000	25,000	39,000	39,000